部分に限る。）、字下長瀬平丙三八三〇、字大サコ丙三八六九の一・字根来丙三八七一・字家重丙三八七二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字御坊丙三八七三、字スケントウ丙四〇七六・丙四〇七八のイの一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字槇谷丙四〇八三のイ、字上ヲヂガサコ丙四〇八六の六二（次の図に示す部分に限る。）、字ウツケサコ丙四〇九五の一、丙四〇九五の三、字木ノ辻ゴヌ丙四二一一の一、片粕字三谷山二八八の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町草本字アカラハゲ一三六七の一、一三六九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市穴吹町古宮字内田五五三の一、五五三の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字内田五五三の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市三美字前岳一一七九の九、字長野岳一一七八の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町毛原上字大京地三四四、三四五の二、三四六の一、三四七、三四九、三五〇、三五一（次の図に示す部分に限る。）、字粂石二一九の三、二一九の二三、二一九の二四、字栗房二九六の一、三〇一、三〇二、三〇八の一、三〇八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

段ノ谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十八年内務省告示第百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県美方郡香美町村岡区山田字上中一五八八番四　三号

一五八八番三　一号及び二号

兵庫県美方郡香美町村岡区山田字上中一五八九番三　四号

一七五〇番　五号及び六号

一六一三番　七号

一六一六番　八号

一六三四番　九号

一六二三番　十号

○国土交通省告示第四百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三山川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県佐用郡佐用町下石井

字豆ドチロ　七一八番及び七一九番

字豆ドチ　七二〇番一及び七二〇番三

七二二番

七二一番二

七二三番二

七二五番二

七二七番四及び七二七番五

兵庫県美方郡香美町村岡区山田字上中一五八九番二及び一五八九番四

一五九〇番から一五九七番まで

一五九七番一

一五九八番から一六〇〇番まで

一六〇〇番一

一六〇一番一

一六〇二番から一六〇五番まで

一六〇六番一から一六〇六番三まで

一六〇七番から一六一〇番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域（イに掲げる土地の区域及び昭和十八年内務省告示第百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県美方郡香美町村岡区山田字上中一五八八番三　一号及び二号

一五八八番四　三号

一五八九番三　四号

一七五〇番　五号及び六号

一六一三番　七号

一六一六番　八号

一六三四番　九号

一六二三番　十号